

令和元年度

# 葛飾区三年以内既卒者等 採用定着コース奨励金のご案内



葛飾区では、国から支給される「特定求職者雇用開発助成金（三年以内既卒者等採用定着コース）」（※）の支給決定を受けた区内事業主に対し、区より奨励金を支給します。**建設業である場合は、さらに加算**します。

（※）学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等を新規学卒枠で初めて採用後、一定期間定着させた事業主に対して助成する国の制度です。

## 奨励金の交付額

対象者を雇い入れて一定の要件を満たした場合に、企業区分、対象者及び定着期間に応じて、各コース1名を上限として、以下の金額を事業主に支給します。

	区分	1年定着後	2年定着後	3年定着後
区	既卒者等コース	<b>25万円</b>	<b>5万円</b>	<b>5万円</b>
	高校中退者コース	<b>30万円</b>	<b>5万円</b>	<b>5万円</b>
	建設業加算	<b>10万円</b>	<b>5万円</b>	<b>5万円</b>
国	既卒者等コース	50万円(※)	10万円	10万円
	高校中退者コース	60万円(※)	10万円	10万円

（※）若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）の場合は、10万円が加算されます。

〈例えば〉建設業で既卒者等コースに該当した場合  
→国から50万円、区から35万円、合計で最大85万円が支給

## 交付対象の要件

次に掲げるそれぞれの要件をすべて満たすこと。

- ・ 区内に事業所があること
- ・ 国の「特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)」の支給決定を受けていること
- ・ 法人都民税(個人の場合は特別区民税・都民税)を滞納していないこと
- ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること

## 交付申請の手続き

国の「特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)」の支給決定を受けてから**3か月以内(厳守)**に、必要書類をご用意の上、下記窓口まで持参又は郵送にてご提出ください。

〈申請に必要な書類〉

- ・ 葛飾区三年以内既卒者等採用定着コース奨励金交付申請書(第1号様式) ※
- ・ 国の「特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)」の支給申請書の写し
- ・ 国の「特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)」の支給決定通知書の写し
- ・ 対象事業主の法人都民税(個人の場合は特別区民税・都民税)の納税証明書
- ・ 建設業である場合、建設業を営む者であることがわかるもの
- ・ 対象労働者の住所が確認できるもの(住民票、運転免許証の写し、住基カードの写し等)

※申請書は区ホームページからダウンロードすることができます。

## 申請受付・問合せ先

### 産業経済課 経営支援係

〒125-0062

葛飾区青戸7丁目2番1号

テクノプラザかつしか1階

☎03-3838-5556

(平日午前8時半から午後5時まで)

社会保険労務士による**無料の労務相談**も承ります。まずはご相談ください。



葛飾区 三年以内既卒者 奨励金

検索